

○北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例

(昭和 48 年 10 月 5 日 条例第 2 号)
改正 昭和 50 年 3 月 27 日 条例第 2 号
昭和 52 年 3 月 25 日 条例第 3 号
昭和 55 年 3 月 31 日 条例第 4 号
昭和 57 年 3 月 26 日 条例第 2 号
昭和 58 年 3 月 28 日 条例第 4 号
昭和 59 年 3 月 28 日 条例第 1 号
平成 元 年 3 月 28 日 条例第 2 号
平成 3 年 9 月 27 日 条例第 1 号
平成 16 年 12 月 28 日 条例第 4 号
平成 17 年 9 月 30 日 条例第 3 号
平成 19 年 3 月 29 日 条例第 1 号
平成 27 年 10 月 6 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定により、北信保健衛生施設組合斎場（以下「斎場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、斎場を次のとおり設置する。

名 称	位 置
北信斎場たびだちの森	中野市大字豊津 3854 番地 1

(使用の許可)

第 3 条 斎場を使用しようとする者は、組合長が指定する者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 4 条 斎場の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北信保健衛生施設組合火葬場の管理に関する条例の廃止)

- 2 北信保健衛生施設組合火葬場の管理に関する条例（昭和 44 年北信保健衛生施設組合条例第 10 号）は、廃止する。

附 則（昭和 50 年 3 月 27 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、北信保健衛生施設組合斎場（以下「斎場」という。）の使用を許可された者が、施行日以後に斎場を使用する場合の使用料は、この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 25 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、北信保健衛生施設組合斎場（以下「斎場」という。）の使用を許可された者が、施行日以後に斎場を使用する場合の使用料は、この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、北信保健衛生施設組合斎場（以下「斎場」という。）の使用を許可された者が施行日以後に斎場を使用する場合の使用料は、この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 3 月 26 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき北信保健衛生施設組合斎場（以下「斎場」という。）の使用を許可された者が施行日以後に斎場を使用する場合の使用料は、この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 28 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき北信保健衛生施設組合斎場（以下「斎場」とう。）の使用を許可されたものが施行日以後に斎場を使用する場合の使用料は、この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 28 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき許可を受けているものについては、この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 9 月 27 日条例第 1 号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の規定は、10 月 1 日以後に北信保健衛生施設組合斎場を使用する場合の使用料から適用する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 6 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 28 年 2 月規則第 1 号で、同 28 年 5 月 1 日から施行）

(経過措置)

2 この条例による改正後の北信保健衛生施設組合斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

齋 場 使 用 料

区 分		使 用 料	
齋場使用者が中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町（以下「齋場関係市町」という。）に住所を有するとき又は齋場使用に係る死亡者が死亡時に齋場関係市町に住所を有していたとき。	死亡者の死亡時の年齢が満12歳以上	1体につき	円 12,000
	死亡者の死亡時の年齢が満12歳未満		9,000
	死産児		6,000
上記以外のとき。	死亡者の死亡時の年齢が満12歳以上	1体につき	40,000
	死亡者の死亡時の年齢が満12歳未満		30,000
	死産児		20,000
死産児未満及び墓地の改葬その他の理由により火葬を必要とする物		1件につき	6,000

（備考）

齋場使用に係る死亡者が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害者支援施設及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設に入所するため、齋場関係市町から当該施設の所在地に住所を移転していた場合にあつては、齋場関係市町に住所を有していたときの区分の使用料を適用する。